

証券コード 5572
2025年10月9日
(電子提供措置の開始日2025年10月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
株式会社Ridge-i
代表取締役社長 柳 原 尚 史

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記の通り開催致しますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ridge-i.com/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（リッジアイ）又は証券コード（5572）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前にインターネット又は書面により議決権を行使いただくことも可能です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年10月27日（月曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって上記の行使期限までに賛否をご入力ください。ご不明な点がございましたら、株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行証券代行部 電話0120-173-027までお問合せください。

敬具

記

1. 日時 2025年10月28日（火曜日）午前10時00分
2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー 2階
大手町ファーストスクエアカンファレンスRoomA
3. 目的事項
報告事項
 1. 第10期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 資本金の額の減少（減資）の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員でない取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

会社法改正により、電子提供措置事項について1頁に掲載しております各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送り致します。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない株主様につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

**行使
期限** 2025年10月27日（月曜日）
午後6時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



インターネットにより
議決権をご行使される場合

**行使
期限** 2025年10月27日（月曜日）
午後6時30分入力分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合



**開催
日時** 2025年10月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催
場所** 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー2F
大手町ファーストスクエアカンファレンスRoom A

■ インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

1. QRコードを読み取る方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

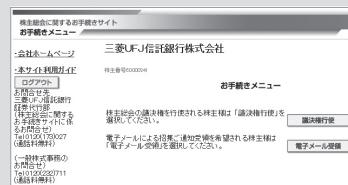
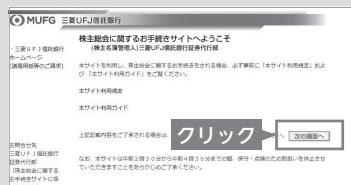
スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



2. ログインID・仮パスワードを入力する方法 <https://evote.tr.mufg.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただくか右にあるQRコードをお読みとりいただき、同封の議決権行使書紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

！ ご注意

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変更はないため、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額568,519,750円を558,519,750円減少して、減少後の資本金の額を10,000,000円と致します。なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日まで行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(注) 資本金の額568,519,750円は、2025年9月19日現在の資本金の額38,899,750円及び2025年9月30日予定の第三者割当増資によって増加する資本金の額529,620,000円の合計額です。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであります。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年12月1日

第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件

現任の監査等委員でない取締役6名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘はございませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	再任	やなぎはら たかし 柳原尚史 (1981年2月5日生)	2003年 4 月 NTTコミュニケーションズ株式会社 入社 2006年 8 月 HSBC Services Japan 入社 2010年 2 月 大和証券キャピタルマーケット株式会社 (現 大和証券株式会社) 入社 2012年 7 月 ブラックロック・ジャパン株式会社 入社 2016年 7 月 当社創設 代表取締役社長(現任) 2024年 6 月 株式会社スターミュージック・エンタテインメント 取締役(現任)	1,051,400 株
【選任理由】 柳原尚史氏は、創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してきました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから引き続き取締役候補者と致しました。				

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
2	再任	いちき かずき 市 来 和 樹 (1990年4月11日生)	2015年 4 月 株式会社フォワードネットワーク 入社 2018年 2 月 当社 入社 2021年 5 月 当社 執行役員 2021年 10月 当社 執行役員開発部長 2022年 2 月 当社 執行役員プロフェッショナルサービ ス事業部長兼開発部長 2022年 6 月 当社 取締役プロフェッショナルサービス 事業部長兼開発部長 2024年 8 月 当社 常務取締役カスタムAIソリューショ ン事業部長 (現任) 2025年 5 月 株式会社スターミュージック・エンタテイ ンメント 取締役 (現任)	一株
【選任理由】 市来和樹氏は、AI領域におけるプロジェクトマネジメントとエンジニアリングにおける豊富な経験に 基づき、技術分野の責任者として当社の開発部門を牽引するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献 していることから、引き続き取締役候補者と致しました。				
3	再任	なかい つとむ 中 井 努 (1972年8月12日生)	2001年 6 月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監 査法人) 入所 2007年 9 月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査 法人) 入所 2008年 12月 株式会社プロロジス 入社 2011年 2 月 株式会社エー・ピーカンパニー (現 株式 会社エー・ピーホールディングス) 入社 2014年 6 月 同社 取締役管理本部長 2019年 5 月 当社 入社 2019年 10月 当社 執行役員管理部長 2022年 6 月 当社 取締役管理部長 (現任)	17,500株
【選任理由】 中井努氏は、監査法人及び事業会社での就業を経て、管理分野の責任者として当社の管理部門を牽引 するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献していることから、引き続き取締役候補者と致しました。				

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
4	再任 社外 独立	にしむら たつひこ 西村 竜彦 (1979年1月3日生)	2003年 4 月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケー ーションズ株式会社 (現 ソニー株式会社) 入社 2013年 6 月 株式会社産業革新機構 (現 株式会社産業 革新投資機構(INCJ)) 入社 2017年 10月 株式会社QPS研究所 社外取締役 (現任) 2017年 12月 株式会社ispace 社外取締役 2018年 6 月 UMITRON PTE.LTD.社外取締役 2019年 3 月 当社 社外取締役 (現任) 2022年 4 月 株式会社INCJ マネージングディレクター 2024年 4 月 Frontier Innovations株式会社 代表取締 役社長 (現任)	一株
<p>【選任理由】 西村竜彦氏は、IT業界及び金融業界での勤務経験及び豊富な投資先の企業経営の経験から事業面及び財務面にも精通しており、当社における社外取締役としてのこれまでの実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。</p>				
5	新任 社外 独立	きした ゆうすけ 木下 祐介 (1986年5月23日生)	2013年 4 月 株式会社ビービット 入社 2015年 7 月 RISU Japan株式会社 入社 2018年 12月 同社 CTO 2019年 8 月 株式会社Preferred Networks 入社 2020年 12月 合併会社YPスイッチ 取締役 2025年 4 月 株式会社バルカー 執行役員デジタル戦略 本部長 (現任)	一株
<p>【選任理由】 木下祐介氏は、IT業界での勤務経験、特にAI業界における技術及びビジネスの経験から事業面及び技術面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、取締役候補者と致しました。</p>				

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
6	新任 社外	きむらのりよし 木村紀義 (1969年1月26日生)	<p>1992年4月 電通国際システム株式会社（現 株式会社電通総研）入社</p> <p>1998年11月 イー・トレード株式会社（現 SBIホールディングス株式会社）入社</p> <p>2006年4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社（現 住信SBIネット銀行株式会社）取締役</p> <p>2009年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役</p> <p>2021年4月 ネットムーブ株式会社 代表取締役会長</p> <p>2022年8月 ネットムーブ株式会社 取締役会長</p> <p>2023年11月 SBIホールディングス株式会社 地銀価値向上推進室 テクニカル・アドバイザー（現任）</p> <p>2024年9月 SBIネオバンキングシステム株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>2024年10月 株式会社ディーカレットホールディングス社外取締役（現任）</p> <p>2024年10月 株式会社ディーカレットDCP社外取締役（現任）</p> <p>2025年5月 地方創生バンキングシステム株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>2025年6月 株式会社島根銀行 取締役（現任）</p> <p>2025年7月 SBIホールディングス株式会社 専務執行役員 グループCTO兼AI・デジタル戦略推進部長（現任）</p>	一株
<p>【選任理由】 木村紀義氏は、IT業界及び金融業界での勤務経験及び取締役としての豊富な企業経営の経験から事業面及び技術面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、取締役候補者と致しました。</p>				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西村竜彦氏、木下祐介氏及び木村紀義氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、西村竜彦氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏

との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、木下祐介氏及び木村紀義氏の選任が承認された場合には両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく取締役及び執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案の候補者が取締役に選任された場合は当該保険の被保険者となる予定です。当該保険契約の次回更新は2026年4月に予定しております。なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を補償対象としています。
5. 西村竜彦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年7ヶ月であります。
6. 当社は、取締役候補者西村竜彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。また、木下祐介氏の選任が承認された場合には独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 社外 独立	まつもと のりへい 松本 範平 (1956年7月22日生)	1979年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 2002年12月 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 2005年9月 日興アイ・アール株式会社 常勤監査役 2006年11月 同社 常務取締役 企画管理本部長 2008年6月 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社（現 日興リサーチセンター株式会社）取締役社長 2009年10月 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）執行役員 2013年3月 SMBC日興証券株式会社 常務執行役員金融市場共同本部長兼調査共同本部長（金融経済調査部担当） 2014年6月 日本相互証券株式会社 常務取締役管理本部長 2018年7月 株式会社カスタマーディライト 常勤監査役 2020年11月 当社 常勤監査役 2022年5月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月 株式会社スターミュージック・エンタテインメント 監査役（現任）	一株
【選任理由】 松本範平氏は、金融機関の勤務経験及び役員経験から財務面に精通しかつ企業経営における豊富な経験を有しており、当社における監査役及び取締役としてのこれまでの実績を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。				

候補者 番号	候補者	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 の株式数
2	再任 社外 独立	とちもと たけお 櫛本 健夫 (1965年1月1日生)	1988年 4 月 日本銀行 入行 2003年 10月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2009年 1 月 とちもと公認会計士事務所 所長・代表公認会計士（現任） 2011年 7 月 株式会社クレド 代表取締役（現任） 2015年 5 月 スター・マイカ株式会社 監査役 2018年 11月 株式会社トランザクション取締役（監査等委員）（現任） 2019年 3 月 当社 監査役 2022年 5 月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	一株
【選任理由】 櫛本健夫氏は、公認会計士としての高度な専門的知見を有し、金融機関の勤務経験から財務面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。				
3	再任 社外 独立	さいとう ともかず 齊藤 友紀 (1979年10月22日生)	2008年 12月 阿部隆徳国際法律特許事務所 入所 2009年 7 月 TOMO法律事務所 入所 2016年 9 月 株式会社Preferred Networks 入社 2018年 11月 株式会社メルカリ 入社 2019年 4 月 株式会社ジーネクスト 社外監査役（現任） 2019年 7 月 株式会社アーリーワークス 社外監査役 2019年 12月 法律事務所LAB-01 代表弁護士（現任） 2021年 5 月 株式会社Mobility Technologies 入社 2021年 6 月 株式会社スカイマティクス 社外監査役 2022年 5 月 Cohh株式会社 代表取締役（現任） 2022年 5 月 当社 取締役（監査等委員）（現任） 2022年 5 月 ファイメクス株式会社 社外取締役	一株
【選任理由】 齊藤友紀氏は、弁護士としての高度な専門的知見を有し、IT業界での勤務経験から事業面にも精通しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者と致しました。				

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本範平氏、櫛本健夫氏及び齊藤友紀氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松本範平氏、櫛本健夫氏及び齊藤友紀氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の候補者は当該保険の被保険者となっており、取締役候補者の選任が承認されますと引き続き被保険者となり、次回更新は2026年4月に予定しております。なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を補償対象としています。
5. 松本範平氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月であります。
6. 櫛本健夫氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月であります。
7. 齊藤友紀氏の監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年5ヶ月であります。
8. 当社は、監査等委員である取締役候補者松本範平氏、櫛本健夫氏及び齊藤友紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

事業報告

(自 2024年8月1日)
(至 2025年7月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、前連結会計年度末より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

当社グループは、「データ・AIを駆使した最先端技術とビジネス知見を用いて、未解決の課題に挑み、新しい社会を実現する」をミッションとして掲げ、カスタムAIソリューション事業として顧客の目的から現場のプロセス、課題を理解し、様々なデータに対応したAIを組み合わせた最適なAIソリューションを提案し、実装までを行っており、特に直近では生成AI関連と衛星データ利用のニーズが増加しております。また、AI技術と親和性の高いデジタルマーケティング事業において、SNS広告のプランニングから作成までとプラットフォームの配信や広告等で利用される音楽制作を展開してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下の通りとなりました。

売上高については、既存顧客からのAIプロジェクトの継続、生成AIテーマ案件増加及び一部案件の大型化により、また、前連結会計年度末より株式会社スターミュージック・エンタテインメントの連結子会社化を行いデジタルマーケティング事業が加わった結果、2,593,322千円となり、売上総利益については、1,325,959千円となりました。

営業利益については、上記の通り売上高の増加に伴い、283,137千円となりました。販売費及び一般管理費は外注利用、積極的な採用活動や生成AI等の新しい技術に対応するために研究開発等を継続しておりますが、売上高の増加が費用増加を上回っており、営業利益率は10.9%で当初想定を上回りました。

経常利益については、290,846千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等102,722千円及び子会社の株主持分が53.8%のため非支配株主に帰属する当期純利益48,496千円により、139,627千円となりました。

当社グループの報告セグメントは、従来「カスタムAIソリューション事業」の単一セグメントでしたが、前連結会計年度末より「カスタムAIソリューション事業」と「デジタルマーケティング事業」の2区分に変更しました。

セグメント別の業績は次の通りです。

①カスタムAIソリューション事業

カスタムAIソリューション事業におきましては、売上高が1,280,324千円、セグメント利益が161,725千円となり、そのサービス別の売上高は、前連結会計年度から継続している大手企業の顧客を中心としたAIプロジェクトの継続に加えて開始が遅れていた案件やコンサルティングファームとの連携による案件が進捗したことによりAI活用コンサルティング・AI開発の売上高は896,681千円となりました。衛星関連プロジェクトは予定通り大型案件が2025年3月に完了し保守運用フェーズへ移行したことにより売上が上期に多い結果となり年間の人工衛星解析AIの売上高は280,996千円となりました。直近は新年度案件への移行期となっております。AIライセンス提供については大型の保守運用が継続しており売上高は102,646千円となりました。

②デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業におきましては、売上高が1,312,998千円、セグメント利益が121,412千円となり、そのサービス別の売上高は、大手企業からの広告制作や運用などが増加した一方でプラットフォーマーからの受注が減少しソーシャルメディアマーケティングの売上高が954,621千円、保有する楽曲からの権利収入が増加し音楽制作配信サービスの売上高が358,377千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の金額は5,865千円です。その主な内容は、パソコンの購入になります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使による新株を発行し、18,372千円の資金を調達しています。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2022年7月期 第7期	2023年7月期 第8期	2024年7月期 第9期	2025年7月期 第10期 (当連結会計年度)
売上高	—	—	—	2,593,322
営業利益	—	—	—	283,137
経常利益	—	—	—	290,846
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	139,627
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	36.00
総資産	—	—	3,043,228	2,846,318
純資産	—	—	2,440,328	2,458,780

(注) 第9期が連結計算書類の作成初年度であるため、第8期以前の状況は記載していません。また、第9期末より連結計算書類の作成が必要となったことから、第9期においては貸借対照表のみを連結しています。そのため、連結損益計算書は作成していません。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2022年7月期 第7期	2023年7月期 第8期	2024年7月期 第9期	2025年7月期 第10期 (当事業年度)
売上高	968,521	790,384	1,071,954	1,280,324
営業利益	56,403	70,346	152,738	161,725
経常利益	109,500	60,896	153,014	163,169
当期純利益	150,061	44,564	121,697	116,146
1株当たり当期純利益 (円)	43.32	12.54	31.97	29.95
総資産	1,561,255	2,062,668	2,358,490	2,470,967
純資産	1,413,624	1,989,487	2,135,603	2,291,237

(注) 2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により、2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しておりますが、第7期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、毎年7月に事業計画を策定し、その達成に向けて事業の拡大を図ります。そのための対処すべき課題としては、先端技術の研究開発及び開発体制の強化、他社との共同事業や事業提携活動の拡大、優秀な人材の確保と育成、情報管理及び内部管理体制の強化があり、これらの達成に向けて取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

事業	主要製商品・サービス
カスタムAIソリューション事業	ディープラーニングを中心とした先端技術の持つ可能性を、技術とビジネスの両面に精通したプロフェッショナルが、ニーズに合わせて最適な技術を選択し提案・開発・提供を行っております。
デジタルマーケティング事業	ソーシャルメディアを利用した企業向けのマーケティングコンサルティング及び広告制作などを行っており、併せて音楽の著作権管理と企業広告用の楽曲制作を行っております。

(7) 主要な営業所（2025年7月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル438

②子会社

名称	所在地
株式会社スターミュージック・エンタテインメント	東京都渋谷区神南一丁目12番16号

(8) 従業員の状況 (2025年7月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数
74名 (前連結会計年度末比+1名)

(注) 上記従業員には、臨時従業員 (アルバイト・派遣社員) を含んでおりません。

②当社の従業員数

従業員数
39名 (前事業年度末比△2名)

(注) 上記従業員には、臨時従業員 (アルバイト・派遣社員) を含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社スターミュージック・エンタテインメント	31,219千円	67%	デジタルマーケティング事業

(注) 2025年5月に当社が株式会社スターミュージック・エンタテインメントの株式を追加取得しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年7月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,909,880株 (自己株式76株を含む)
- (3) 株主数 3,963名
- (4) 大株主 (上位10名)

(2025年7月31日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
柳原尚史	1,051	26.89
株式会社柳原ホールディングス	648	16.58
株式会社バルカー	416	10.65
特定金外信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	217	5.56
荏原環境プラント株式会社	83	2.13
五味大輔	70	1.79
小松平佳	67	1.72
石田健二	63	1.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	58	1.50
楽天証券株式会社	58	1.49

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (76株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年10月1日	2019年10月29日	2021年7月12日
新株予約権の数	100,000個	370,000個	18,000個
保有人数 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	2名	2名	1名
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 10,000株	普通株式 37,000株	普通株式 1,800株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき30円	1株につき200円	1株につき600円
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～ 2028年9月30日	2021年10月29日～ 2029年10月28日	2023年7月12日～ 2031年7月11日
行使の条件	(注)2	(注)3	(注)3

名称	第7回有償新株予約権
決議年月日	2024年1月18日
新株予約権の数	160個
保有人数 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	4名
新株予約権の払込金額	1株につき62円
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 16,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき1,571円
新株予約権の行使期間	2025年11月1日～ 2034年2月6日
行使の条件	(注)4

(注)1. 2022年12月27日開催の臨時株主総会により、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、上記「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際し

て出資される財産の価額」は当該株式併合後の「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a)当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b)当社の発行済株式（但し、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、2018年10月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(2)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社を懲戒解雇され、又は、当社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。

(4)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

3. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合にのみ行使することができる。

(2)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社を懲戒解雇され、又は、当社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。但し、当社の株主総会の決裁により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引所に上場した場合、当該上場日から1年間経過する日まで、本新株予約権を行使することができない。

(4)(1)の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競合する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

4. 新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権は、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結計算書類を作成している場合には連結損益計算書、以下同様）における売上高の数値に応じて、本項各号に定める条件に従い、本新株予約権を行使することができる。

(a)2025年7月期の売上高が1,300百万円を超過した場合、付与された新株予約権の30%を限度として

行使することができる。

(b)2026年7月期又は2027年7月期の売上高が1,700百万円を超過した場合、付与された新株予約権の全てを行使することができる。

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2)新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3)新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年7月31日現在)

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況等
代表取締役社長	柳 原 尚 史	株式会社スターミュージック・エンタテインメント取締役
常務取締役	市 來 和 樹	カスタムAIソリューション事業部長 株式会社スターミュージック・エンタテインメント取締役
常務取締役	小 松 平 佳	AI・DX事業共創
取締役	中 井 努	管理部長
取締役	西 村 竜 彦	Frontier Innovations株式会社 代表取締役社長 株式会社QPS研究所 社外取締役
取締役	椿 山 善 昭	株式会社バルカー 専務執行役員総務部長兼T.V.W推進担当
取締役（常勤監査等委員）	松 本 範 平	株式会社スターミュージック・エンタテインメント監査役
取締役（監査等委員）	櫛 本 健 夫	とちもと公認会計士事務所 所長・代表公認会計士 株式会社クレド 代表取締役 株式会社トランザクション 取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	齊 藤 友 紀	法律事務所LAB-01 代表弁護士 株式会社ジーネクスト 社外監査役 Cohh株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役西村竜彦氏、取締役椿山善昭氏、取締役松本範平氏、取締役櫛本健夫氏、取締役齊藤友紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員櫛本健夫氏は、公認会計士の資格を有しており、経営及び財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員齊藤友紀氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有するものであります。
4. 常勤監査等委員松本範平氏は、金融機関の役員として企業経営の管理における経験を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本範平氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役西村竜彦氏、取締役椿山善昭氏、取締役松本範平氏、取締役櫛本健夫氏、取締役齊藤友紀氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び執行役員（既に退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反、身体の障害又は財物の損壊に対する損害賠償請求並びに倒産に関する損害賠償請求などの場合には填補の対象としないこととしております。
8. 当社は、社外取締役である西村竜彦、椿山善昭、松本範平、櫛本健夫、齊藤友紀の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年9月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。決定方針の内容は次の通りです。

(a) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等にかかる基本方針は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社の価値の増大に資することを狙いとして構築すること、また、個人別の取締役の報酬の決定に際して、役位と職責、在任年数、貢献度を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、常勤取締役（社外取締役を除く）の報酬は、①基本報酬としての固定金銭報酬と、②各事業年度の連結業績等に応じて決定される業績連動金銭報酬、また③中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として支給する当社新株予約権等とを組み合わせた体系とする。なお、株主総会で決議された報酬総額の限度内の支給とする。

(b) 固定金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定金銭報酬は、毎月の固定額とする。個別の報酬額は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て、取締役会にて決定する。

(c) 業績連動金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動金銭報酬は、連結業績に係る目標達成度を基礎として、これに管掌部門の業績や重要課題・重点施策への取り組みとその成果等に基づき各取締役の個人評価を加味して算定する。また、業績の目標達成度を測る指標には、当社売上高及び営業利益を採用する。個別の業績連動金銭報酬の額は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て取締役会にて決定し、各事業年度終了後に一括して支給する。

(d) 非金銭報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の非金銭報酬は、当社新株予約権等の付与とする。個人別の付与は、基本方針に基づき、報酬委員会の諮問を経て、取締役会にて決定する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が2024年9月の決定方針と整合していることを確認しており、その決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	対象となる 役員の数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	4名	84,600	7,150	－	91,750
社外取締役（監査等委員を除く。）	2名	4,200	－	－	4,200
社外取締役（監査等委員）	3名	13,740	－	－	13,740
計	9名	102,540	7,150	－	109,690

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬総額を年額100百万円以内とすることを2022年5月30日開催の株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名です。また個別の役員6名の報酬額については、取締役会で決定しております。
2. 監査等委員である取締役の報酬額については、当社の事業規模等を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内とすることを2022年5月30日開催の株主総会で決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。また個別の役員3名の報酬額については、監査等委員である取締役の協議に一任しております。
3. 有償新株予約権は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであるため、上記の報酬等の総額、報酬等の種類別の額には含めておりません。
4. 上記のほか、取締役3名に対し特許に係る出願時支払金・登録時支払金412千円を支払っております。

③ 業績連動報酬としての賞与

当社は、業績連動報酬を取締役に対する短期インセンティブと位置付けており業績指標として一事業年度の成果を表す売上高及び営業利益を指標として採用しております。取締役（監査等委員を除く）の固定報酬に業績連動報酬を加えた金額が年額100百万円以内となること及び指標の達成度により決定しております。なお、2025年7月期は売上高及び営業利益のそれぞれの達成度に応じて合計で変動幅0.0～1.5で報酬額を決定します。

2025年7月期における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

指標（連結）	目標（A）（注）	実績（B）	目標比率（B/A）
売上高	2,610百万円	2,593百万円	99%
営業利益	230百万円	283百万円	123%

（注）2025年7月期における業績連動報酬に係る目標は取締役会で決定しており、2025年7月期の目標は2024年7月期通期決算短信に期初予想として記載しております。

業績達成度	倍率
110%以上	1.0
100%以上110%未満	0.5
100%未満	0.0

（支給方式）業績達成度＝実績÷目標

業績連動型報酬支給額＝標準報酬月額×倍率

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	西村 竜彦	Frontier Innovations株式会社	代表取締役社長
		株式会社QPS研究所	社外取締役
取締役	椿山 善昭	株式会社バルカー	専務執行役員総務部長
取締役監査等委員	櫛本 健夫	とちもと公認会計士事務所	所長・代表公認会計士
		株式会社クレド	代表取締役
		株式会社トランザクション	取締役（監査等委員）
取締役監査等委員	齊藤 友紀	法律事務所LAB-01	代表弁護士
		株式会社ジーネクスト	社外監査役
		Cohh株式会社	代表取締役

(注) 1. 取締役椿山善昭氏は株式会社バルカーの執行役員を兼任しており、当社は同社との間に資本業務提携契約を締結しており、受託開発契約等の取引があります。

2. その他重要な兼職先と当社との間に、資本関係及び取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西村 竜彦	当事業年度に開催された取締役会15回中の全てに出席致しました。主に、IT業界及び金融業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、衛星ビジネスを中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	椿山 善昭	当事業年度に開催された取締役会15回中の全てに出席致しました。主に、事業会社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、営業観点を中心に経営全般に関して取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	松本 範平	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会14回の全てに出席致しました。主に金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に内部統制やガバナンス体制の構築に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	櫛本 健夫	当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会14回の全てに出席致しました。日本銀行での実務経験及び公認会計士としての専門的見地、数多くの企業に対する知見、幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に経営及び財務・会計に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。
取締役監査等委員	齊藤 友紀	当事業年度に開催された取締役会15回中の14回に、監査等委員会14回の全てに出席致しました。主に弁護士としての専門的見地や幅広い見識に基づき、適宜発言を行っており、特に法務に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保及び監査等委員会の監査実施における適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人が独立性や専門性の観点からその職務を適切に遂行することが困難と認める場合、又は法令に違反する、公序良俗に反する、監査契約に違反する、もしくは監督官庁から処分を受けるなど、会計監査人としての信頼性や適格性に疑義が生じる事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任について検討を行います。

検討の結果、会計監査人を解任又は不再任とすべきと判断した場合は、株主総会に提出される当該解任又は不再任にかかる議案の内容を決定します。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定又は決議及び当該体制の運用状況について

① 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システムに関する基本方針」として取締役会で決議した内容は次の通りであります。

(最終改定 2024年7月17日)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- (b) 会社は、法令、定款及び社会規範等の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (c) 会社は、コンプライアンスに関する相談及び通報等について「公益通報者保護規程」を定め、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (d) 会社は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役（監査等委員）に報告する。
- (e) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をするとともに、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 文書管理部署の管理部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- (c) 当社は業務上取り扱う情報について「情報セキュリティ基本規程」に基づき、必要な対策を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、リスク発生時には速やかに対応を行うとともに必要な是正措置を行う。

(4) 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は「関係会社管理規程」を定め、企業集団が効果的かつ効率的に運営できる体制とする。
- (b) 当社は、子会社に対して業績を含む職務執行状況に関する報告を定期的に求め、又、子会社の取締役や監査役として派遣された当社人員が、毎月開催される取締役会等への参加を通じて、子会社の役職員の職務執行状況を直接確認する。子会社に重要な法令違反等が発見された場合は、遅滞なく取締役会に報告し、同時に監査等委員会に報告する。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社に準じた子会社の社内規程等を整備し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、運用する。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社は、子会社の内部統制部門と連携を図り、その適正性を確認するとともに、必要に応じて、子会社に対して直接内部監査を実施する。

(5) 取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定が必要な場合には臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (b) 取締役（監査等委員であるものを除く）は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限明細」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- (c) 取締役（監査等委員であるものを除く）は原則として月1回開催される経営会議等を通じて緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行う。

- (6) 取締役（監査等委員）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 取締役（監査等委員）は、取締役（監査等委員）の指揮命令に服する使用人（以下、「監査等委員補助使用人」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (b) 監査等委員補助使用人が取締役（監査等委員）の職務を補助すべき期間中の指揮権は、取締役（監査等委員）に委嘱されたものとして、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、取締役（監査等委員）の事前の同意を得るものとする。
- (7) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が取締役（監査等委員）に報告するための体制、その他の取締役（監査等委員）への報告に関する体制
- (a) 取締役（監査等委員）は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人からその職務執行状況を聴取し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人に説明及び報告を求めることができる。
 - (b) 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに取締役（監査等委員）に報告する。
 - (c) 会社は、取締役（監査等委員）に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人等に周知徹底する。
- (8) その他取締役（監査等委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役社長は、取締役（監査等委員）と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を行う。
 - (b) 取締役（監査等委員）は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - (c) 取締役（監査等委員）は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度は、前事業年度に引き続き監査等委員会設置会社及び監査等委員でない社外取締役を2名体制としガバナンス体制の構築強化を行いました。また、内部監査については、2024年11月に取締役会で内部監査計画にかかる決議を行うとともに、カスタムAIソリューション事業部及び管理部に対して内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長及び取締役（監査等委員）に報告を行っております。

コンプライアンス・リスク委員会を定期開催し、リスク管理体制の整備を行うとともに、顧客クレーム情報や労務管理の状況、内部通報の発生にかかる報告を行うなど、リスク情報の早期把握に努めております。

当事業年度の取締役会は、臨時も含めて15回開催し、適切な業務執行が行える体制を確保しております。また、毎月行われる経営会議においては、役員間の情報共有や業務執行における課題、取締役会の議題の事前検討を行っております。

取締役（常勤監査等委員）は、取締役会及び経営会議に毎月出席し、取締役及び使用人からその職務執行状況を聴収するとともに、稟議書、契約書等の重要書類の閲覧や取締役及び使用人に説明及び報告を求めることができる体制となっております。またコンプライアンス・リスク委員会にもオブザーバーとして参加し、リスク情報を把握できる状況となっております。また、全ての取締役（監査等委員）は、監査法人との情報共有を定期的に行っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,306,169	流 動 負 債	369,883
現金及び預金	1,827,826	買掛金	177,903
売掛金及び契約資産	405,196	未払金	54,217
前払費用	32,829	未払法人税等	61,339
その他	40,315	契約負債	38
		賞与引当金	13,155
固 定 資 産	540,149	役員賞与引当金	7,150
有 形 固 定 資 産	63,837	その他	56,079
建物	33,209	固 定 負 債	17,654
工具、器具及び備品	30,627	資産除去債務	17,654
無 形 固 定 資 産	324,408	負 債 合 計	387,538
ソフトウェア	15,497	(純資産の部)	
のれん	299,804	株 主 資 本	2,190,769
その他	9,105	資本金	38,392
投資その他の資産	151,904	資本剰余金	1,857,145
敷金及び保証金	52,060	利益剰余金	295,425
繰延税金資産	47,426	自己株式	△194
その他	52,417	新 株 予 約 権	7,416
		非 支 配 株 主 持 分	260,595
		純 資 産 合 計	2,458,780
資 産 合 計	2,846,318	負 債 純 資 産 合 計	2,846,318

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,593,322
売 上 原 価	1,267,363
売 上 総 利 益	1,325,959
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,042,821
営 業 利 益	283,137
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,175
助 成 金 収 入	6,310
受 取 遅 延 損 害 金	1,070
そ の 他	1,239
	9,795
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	454
固 定 資 産 除 却 損	1,513
そ の 他	119
	2,086
経 常 利 益	290,846
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	290,846
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	132,262
法 人 税 等 調 整 額	△29,540
当 期 純 利 益	188,124
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	48,496
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	139,627

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	21,465	1,945,140	155,797	△1	2,122,401
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	16,927	16,927			33,854
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			139,627		139,627
自 己 株 式 の 取 得				△192	△192
連 結 子 会 社 株 式 の 取得による持分の増減		△104,921			△104,921
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	16,927	△87,994	139,627	△192	68,367
当 期 末 残 高	38,392	1,857,145	295,425	△194	2,190,769

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	1,590	316,336	2,440,328
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			33,854
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			139,627
自 己 株 式 の 取 得			△192
連 結 子 会 社 株 式 の 取得による持分の増減			△104,921
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	5,825	△55,741	△49,915
当 期 変 動 額 合 計	5,825	△55,741	18,452
当 期 末 残 高	7,416	260,595	2,458,780

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社スターミュージック・エンタテインメント

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、6月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 3年～8年

(b) 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 3年～5年

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

カスタムAIソリューション事業

当社グループのカスタムAIソリューション事業は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の受託請負契約による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、受託請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

デジタルマーケティング事業

当社グループのデジタルマーケティング事業は主として、動画プラットフォームにおける広告の企画、制作、マネジメント等の業務と音楽制作及び配信業務であり、その収益は顧客企業又は代理店からの発注によるものであります。また、音楽配信業務については音楽利用に関する権利収入があります。

広告の企画、制作、マネジメント等の業務と音楽制作業務については、制作物を顧客企業に提出し引き渡した時点で履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。また音楽配信業務の権利収入については、権利の管理団体より権利収入に関する通知があった時点で収益を認識しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（10年）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

カスタムAIソリューション事業に係る一定期間にわたり履行義務を充足し収益認識する売上高

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 売上高 867,294千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり履行義務が充足される受託請負契約については、期末日における原価総額の見積りに対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗率を見積り（インプット法）、当該進捗率に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益を認識しております。

見積総原価については、要求仕様及び開発途中の大きな設計の変更がなく、開発過程に想定外の大きな工数が発生しないことを前提として、類似案件の開発経験を参考に一定の仮定をおいて算出しております。しかし、顧客からの要請の高度化及び複雑化、また開発段階での要件及び納期変更等により、その仮定が変更となる可能性があります。

見積総原価については、各プロジェクトの現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、見積総原価に係る前提条件の変更等（要求仕様や設計の変更等）により見積額が変更となる可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

売掛金 307,515千円

契約資産 97,680千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 137,739千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,909,880株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 76株

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 104,420株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行っております。また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達の流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

②「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価・・・観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価・・・観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価・・・観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	カスタムAIソリュ ーション事業	デジタルマーケ ティング事業	合計
受託請負契約	926,874	848,741	1,775,616
共同開発契約	189,400	—	189,400
著作権等の権利収入	—	259,833	259,833
その他	164,049	204,423	368,472
顧客との契約から生じる収益	1,280,324	1,312,998	2,593,322
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,280,324	1,312,998	2,593,322

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

売掛金（期首残高）	241,253千円
売掛金（期末残高）	307,515千円
契約資産（期首残高）	44,243千円
契約資産（期末残高）	97,680千円
契約負債（期首残高）	122,175千円
契約負債（期末残高）	38千円

契約資産は、顧客との受託請負契約について、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託請負契約に関する対価は、契約条件に従い請求し、概ね1カ月以内に受領しております。

契約負債は、将来にわたって履行義務が充足される受託請負契約や共同開発契約に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。この契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	560円33銭
1株当たり当期純利益	36円00銭

8. 重要な後発事象に関する注記

資本業務提携及び第三者割当増資による新株の発行

当社は、2025年9月12日付の取締役会決議により、以下の通り、SBIホールディングス株式会社（以下「SBI」といいます）との戦略的な資本業務提携を行うこと及び割当予定先に対する第三者割当による新株の発行（以下「本第三者割当」といいます）を決議し、本資本業務提携についての契約を締結致しました。募集の概要は以下の通りです。

(1) 募集の概要

① 払込期日	2025年9月30日
② 発行新株式数	普通株式 390,000株
③ 発行価額	1株につき2,716円
④ 調達資金の額	1,059,240,000円
⑤ 資本組入額	1株につき1,358円
⑥ 資本組入額の増額	529,620,000円
⑦ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、その全てをSBIに割り当てます。
⑧ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件としています。

(2) 募集の目的及び理由

当社は、SBIとの間で協業に向けた協議を続けてまいりましたが、今般、長期的な関係強化と資本面における提携関係を構築することを目的とし、同社に対する第三者割当増資を実施することと致しました。

本第三者割当により、当社グループにおける成長事業への投資資金に充当することは、当社グループの売上や利益の増加につながり、事業価値向上が期待されます。

今後は、当社グループのAIを活用することで、SBIグループの業務効率化及び生産性向上や新規プロジェクト創出につなげることや、両グループ共同でのデータ分析による顧客マーケティング深化等、双方の強みを生かして事業の拡大をすべく、SBIからの本第三者割当を通じた関係強化により、戦略的な資本及び業務提携を行っていく方針です。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,059,240,000円	10,000,000円	1,049,240,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用及び弁護士費用等の合計額であります。

② 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下の通りです。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
M&Aや資本業務提携のための出資金	649,240	2025年10月～2028年7月
AIシステム設備投資	300,000	2025年10月～2028年7月
AI人材の採用や育成を加速するための運転資金	100,000	2025年10月～2028年7月
合計	1,049,240	

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,433,748	流 動 負 債	179,729
現金及び預金	1,137,561	買掛金	40,856
売掛金及び契約資産	258,870	未払金	22,512
仕掛品	6,345	未払法人税等	52,854
前払費用	28,872	未払消費税等	29,077
その他	2,100	契約負債	38
		預り金	16,739
		賞与引当金	10,500
		役員賞与引当金	7,150
固 定 資 産	1,037,218	負 債 合 計	179,729
有 形 固 定 資 産	29,759	(純資産の部)	
建物	754	株 主 資 本	2,283,924
工具、器具及び備品	29,005	資 本 金	38,392
無 形 固 定 資 産	1,865	資 本 剰 余 金	1,962,067
ソフトウェア	1,865	資本準備金	1,059,042
投資その他の資産	1,005,592	その他資本剰余金	903,025
出資金	30	利 益 剰 余 金	283,658
関係会社株式	921,460	利益準備金	1,250
敷金及び保証金	37,380	その他利益剰余金	282,408
長期前払費用	10,971	繰越利益剰余金	282,408
繰延税金資産	35,751	自 己 株 式	△194
		新 株 予 約 権	7,313
		純 資 産 合 計	2,291,237
資 産 合 計	2,470,967	負 債 純 資 産 合 計	2,470,967

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,280,324
売 上 原 価		541,879
売 上 総 利 益		738,444
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		576,718
営 業 利 益		161,725
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	729	
講 演 料 収 入	685	
そ の 他	28	1,444
経 常 利 益		163,169
税 引 前 当 期 純 利 益		163,169
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	61,128	
法 人 税 等 調 整 額	△14,104	47,023
当 期 純 利 益		116,146

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年8月1日 至 2025年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	21,465	1,042,115	903,025	1,945,140
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	16,927	16,927		16,927
自己株式の取得				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	16,927	16,927	-	16,927
当 期 末 残 高	38,392	1,059,042	903,025	1,962,067

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	1,250	166,261	167,511	△1	2,134,115	1,488	2,135,603
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行					33,854		33,854
自己株式の取得				△192	△192		△192
当 期 純 利 益		116,146	116,146		116,146		116,146
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						5,825	5,825
当期変動額合計	-	116,146	116,146	△192	149,808	5,825	155,634
当 期 末 残 高	1,250	282,408	283,658	△194	2,283,924	7,313	2,291,237

(注) 上記記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(b) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 3年～8年

(b) 無形固定資産…定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 3年～5年

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上していません。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③役員賞与引当金

取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

カスタムAIソリューション事業

当社は主として、初期導入フェーズにおける課題特定、全社戦略策定の支援、AIソリューションの開発及び実装等の受託請負契約による収益と、顧客との新規事業開発やプロダクト開発等の共同開発契約による収益を得ており、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）に基づき、契約ごとの履行義務に応じて収益を認識しております。

履行義務を充足する通常の時点は、受託請負契約は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、また完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、共同開発契約は、主として顧客との契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

カスタムAIソリューション事業に係る一定期間にわたり履行義務を充足し収益認識する売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 867,294千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 127,878千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 3,909,880株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 76株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (5) 当該事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 104,420株

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	14,131	千円
未確定債務	6,228	
敷金	6,577	
その他	15,391	
繰延税金資産小計	42,329	
評価性引当額	△6,577	
評価性引当額小計	△6,577	
繰延税金資産合計	35,751	

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	渡邊祐平	—	—	子会社代表取締役社長	—	子会社取締役	子会社株式の取得(注)	209,160	—	—

(注) 取引条件については、対価の算定方法として合理的な方法を契約により決定しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	584円15銭
1株当たり当期純利益	29円95銭

9. 重要な後発事象に関する注記

資本業務提携及び第三者割当増資による新株の発行

「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月17日

株式会社 R i d g e - i
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 只隈 洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 室井 秀夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 R i d g e - i の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 R i d g e - i 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年9月17日

株式会社R i d g e - i
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 只隈 洋一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室井 秀夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社R i d g e - i の2024年8月1日から2025年7月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月19日

株式会社 R i d g e - i 監査等委員会

常勤監査等委員 松 本 範 平 印

監査等委員 櫛 本 健 夫 印

監査等委員 齊 藤 友 紀 印

(注) 常勤監査等委員松本範平、監査等委員櫛本健夫及び齊藤友紀は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

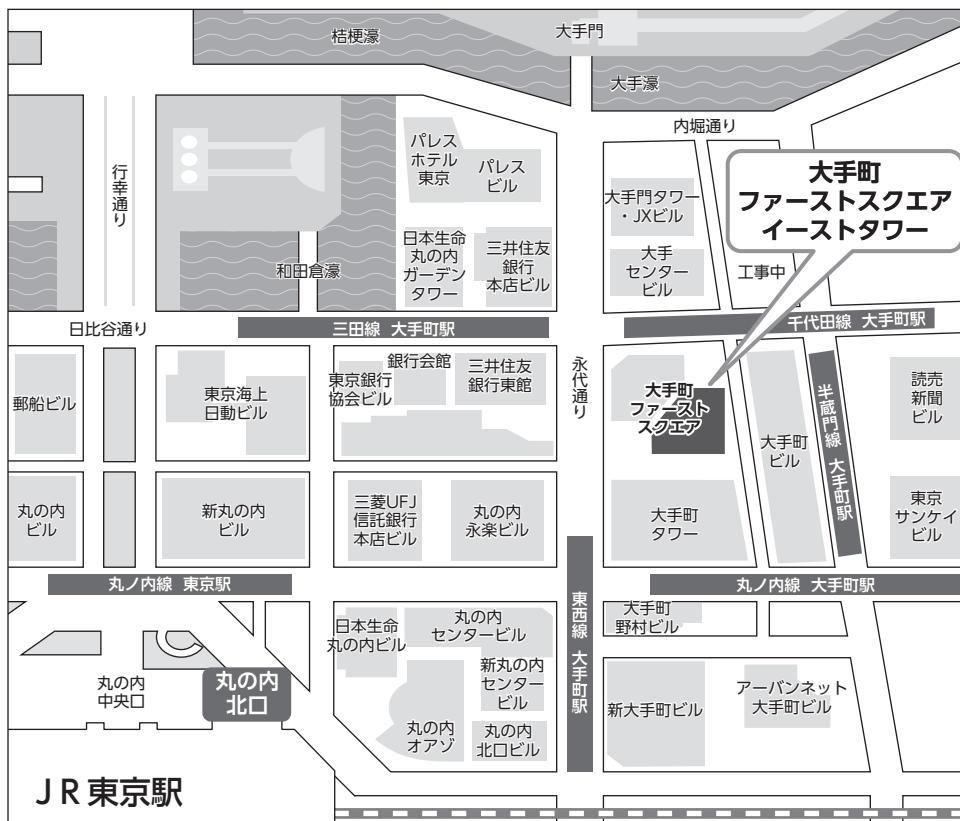
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー 2階
大手町ファーストスクエアカンファレンス Room A
※イーストタワー1階カンファレンス用受付にて
セキュリティパスをお受け取りください。

交通

東京メトロ 東西線・丸ノ内線・千代田線・半蔵門線
都営地下鉄 三田線
各大手町駅 (C8、C11、C12出口直結)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。